

自立援助ホームすばる 生活の約束

1 利用料金

利用料金（食費・光熱費等含む）30000 円を毎月納めてもらいます。

利用料金は携帯代等より優先します。払えないのであれば携帯の解約等もあります。

利用料金とは、自立した生活を送れるための訓練として考えています。ただし、預かった利用料金はホームで積立て、退居時に全額自立応援金として返金します。

2 外出時間（山口県青少年健全育成条例 外出 5 時～帰宅 23 時まで）

基本的には夕食時間の 19 時頃には帰るようにしてください。用事があって遅くなる場合は事前にホームへ連絡し、遅くとも 23 時には帰るようにしてください。違反があれば累積で門限時間の変更・外泊禁止等になります。

外出においては特別な事情があれば午前 5 時から可能です。

テレビの時間、入浴の時間は特に定めはありませんが、次の日の生活や周りの大人、入居者（一時保護児童、ショートステイ）の事も配慮し自分で考えて行動してください。

*入浴時間は一人 30 分を目安とします。事情がない限り朝の入浴は控えてください。

3 食事

朝食はだいたい 7 時、昼食はだいたい 12 時～13 時、夕食は 19 時～20 時（食事は前日に食事票に要否の記載をしてください。記載がなければ用意しません）とし、基本的には入居者みんなで食事をとります。これをホームでは大切なことであると考えています

4 居室

2 人部屋（あるいは一人部屋）になります。簡易ベッドやハンガーなど貸し出す家具がありますが、退居時には現状復帰での返却とし、破損させたものについては弁償を求められます。部屋割りの優先順位は入居順に意思が尊重されることとなるため、①（番長い入居者）→②→③→④→⑤→⑥の順番に部屋割りの希望を聞きます。

5 就労

必ず働いてください。働かない時期がないようにしてください。22 時を過ぎる仕事は奨励しません。また、客とお酒を呑む仕事や風俗業は認めません。9 時から 18 時までなどの日勤時間帯での労働を奨励します。

6 外泊

自宅や友人宅（友人宅は一回につき1泊まで：異性宅は許可しない）へは外泊願いを事前に提出すれば可能です。手続きを踏むことを忘れないようにしてください。ただし、子どもの生活状況や外泊先によっては許可できない場合があります。門限破りや無届外泊を行った際は1カ月外泊禁止等、嚴重注意となります。

7 友人

ホームの大人に紹介できる友達は、連れてきてもらって構いません。しかし、ほかの入居者のことも考え、自室へ招き入れることはしないでください。（2人部屋のため）

ただし、友人がホームに泊まることは認めません。夕食時には帰ってもらいましょう。

8 飲酒・喫煙【未成年者（20歳未満）飲酒・喫煙禁止法】

未成年の場合、一切禁止です。

9 服装

染髪・ピアスは特に禁止ではありませんが、就労に支障ないようにしてください。

刺青はホームにいる間は彫る事は禁止します。（山口県青少年健全育成条例）入居前に確認し入居後見つけた際は嚴重注意とします。

10 通信機器など

ホームの電話番号は信用できる人以外には教えないでください。また、ホームにかかってくる電話は大人が出た後で必要に応じて入居者へ取り次ぎます。

入居者が電話を利用することはできますが、必要最低限にしてください。

携帯電話等の契約は基本的には保護者に契約をお願いしてください。事情により難しいようならホームの大人へ相談して下さい。その際ホーム長が保証人となり本人名義で契約します。支払いは通帳より引落。就労の為の契約により、就労ができていることが条件です。

就労や支払いにおいて支障が生じた場合は個別で21時に携帯を預かる場合もあります。

11 行事

ホームが指定する行事や地域の行事には必ず参加してください。参加不参加どちらでもよい場合はその都度説明します。

12 保険

保護者の方の保険に入るか、アルバイト先の社会保険、国民健康保険に加入してください。

保険料はアルバイト代から支払ってください。

13 家事

調理や洗い物、掃除など家事について大人に対してできる限り協力的に生活してください。洗濯、食器洗浄は自分でしてください。

14 所持品

現金・通帳・印鑑・キャッシュカード・健康保険証等・マイナンバーカード等の貴重品はホームへ預けることをおすすめします。（強制ではありませんが、鍵のかかる部屋で保管するため安全です。）

車は所持できません。退去前の購入は不可とします。

尚、トラブルの元になる金銭の貸し借りは『すばる』内外で禁止とします。

15 契約等

18歳を過ぎると、契約が自身で行えますが、勝手に契約等は禁止とします。

消費者金融（クレジットカード含む）もトラブルの原因となる為禁止とします。

16 退去

退去時期についてはホームの大人と話し合っ決めてみましょう。退去する際には入居した時の状態に部屋を戻してください。破損個所については弁償してもらいます。

※特別な理由により約束を守ることが難しい場合は、ホームの大人に早めに相談してください。

※ホーム内での喧嘩で被害を受けた場合は被害届をホームから提出します。

作成：令和6年4月1日